官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律の施行期日を定める政令（二七三）　二
〔その他告示〕
○カメルーン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**外務**二八〇）　二
○千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の付表の改正に関する件（**同**二八一）　二
○向精神薬に関する条約の付表の改正に関する件（**同**二八二）　二
○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件（**財務**二四一）　二
○保安林の指定をする件（**農林水産**一三八七～一四〇四）　二
○保安林の指定を解除する件（**同**一四〇五）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一四〇六、一四〇七）　二
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第一項の規定に基づき、船級協会の登録をした件（**国土交通**一一二〇）　二
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（**同**一一二一）　二
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二九）　二
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二三一～二三四）　七
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
〔公　告〕
諸事項　三
裁判所　五
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係
会社その他　九

本号で公布された法令のあらまし

◇**予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第二百七十三号）（防衛省）

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律（令和八年法律第四十号）の施行期日は、令和九年四月一日とする。